

岡山農業振興地域整備計画変更等理由書

1 岡山農業振興地域整備計画書の変更理由

- 1) 生活環境の変化によるもの
- 2) 都市化の発展によるもの
- 3) 工業化の進展によるもの

以上により農業振興地域の整備に関する法律(以下法という)第13条第1項「経済事情の変動その他情勢の推移」により計画変更の必要が生じたため。

なお、除外理由の要件判断の①～⑥は法第13条第2項第1号から第6号に対応している。

番号	開 発 計 画 概 要						除外の理由			変更理由	
	土 地 の 所 在			地 目		面積 (㎡)	事業の目的				
区	町 名	地 番	台帳	現況			変更事由	除外の根拠となる条項	要件判断		
北1	北区	三手	・510-3の一部	田	田	1,570㎡の内250	分家住宅	譲受人は現在、北区三手の実家に両親、夫と4人で居住している。現住居では手狭になったため、本計画を行った。土地の選定にあたっては、実家の隣接地であり両親の面倒を看れること、農地にも近く、農業の手伝いをし将来的には自身で耕作を行いたいと考え本申出地を利用することとした。規模については妥当な面積としている。周辺農地への影響はない。実家には引き続き両親が居住する。	農振法第10条第4項該当	法律施行規則第四条の五の二十七(地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画)に該当。	1
北2	北区	足守	・2425-1	畑	雑種地	176	堆肥化処理施設(炭焼窯)の是正	申出人は申出地周辺に山林や畑を所有しており、所有地周辺は山林に囲まれた場所であるため、定期的に伐採等の管理が必要である。管理をする上で、伐採した木を炭焼窯で炭にし、自身の畑に時々肥料として利用するために平成26年ごろから炭焼窯を設置していた。今般農振除外の手続きが未了であることが判明したため本申出を行うもの。 申出地は申出人の所有する農地で最も面積が小さく、申出人が所有する別荘の隣接地であり利便性が高いことから炭焼窯用地として選定した。 面積については必要最低限とし、煙や灰などが農地には及ばないよう配慮しているため周辺農地への影響もない。	農振法第13条第2項該当	①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。 ②地域計画の達成に支障を及ぼすおそれなし。 ③農業上の効率的かつ総合的な土地利用に及ぼす影響はない。 ④効率的かつ安定的な農業経営を行う者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれなし。 ⑤土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれなし。 ⑥該当事業なし	1
北3	北区	粟井	・1495-1	宅地	宅地	1,014.87	是正(寺)	申出地は建物登記により昭和31年に寺の建物が築造され、寺として使用していることが確認できたため、是正の申出を行うもの。	農振法第13条第2項該当	①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。 ②地域計画の達成に支障を及ぼすおそれなし。 ③農業上の効率的かつ総合的な土地利用に及ぼす影響はない。 ④効率的かつ安定的な農業経営を行う者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれなし。 ⑤土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれなし。 ⑥該当事業なし	1
北4	北区	粟井	・1506-3	田	田	822	露天駐車場の敷地拡張	譲受人は昭和29年に宗教法人を設立し、昭和31年から北区粟井で寺を開いている。 現在、寺の対面にある粟井1506番6の土地を駐車場として利用しているが、檀家が遠方に引っ越す等で車の利用が増えており、駐車場が不足していることから本計画を行った。土地の選定にあたっては、既存の駐車場の隣接地であり一体的に利用できることから本申出地を利用することとした。規模については妥当な面積としている。周辺農地への影響はない。	農振法第13条第2項該当	①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。 ②地域計画の達成に支障を及ぼすおそれなし。 ③農業上の効率的かつ総合的な土地利用に及ぼす影響はない。 ④効率的かつ安定的な農業経営を行う者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれなし。 ⑤土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれなし。 ⑥該当事業なし	2
北5	北区	粟井 粟井	・2090-1 ・2090-3	田 雑種地	雑種地 雑種地	904 13 計 917	地目変更 (露天駐車場及び資材置場の是正)	申出人は、北区粟井にて一般廃棄物収集運搬業を営んでいる。平成26年に一時転用許可を得て申出地を露天駐車場として利用していた。本来であれば一時転用許可期間内に農振除外及び農地転用を行う必要があったが、関係者一同が手続きを理解しておらず、手続き未了のまま現在に至る。今回、相続により農振除外及び農地転用の手続きが未了であることが判明したため本申出を行うもの。規模については既に露天駐車場及び資材置場として利用している部分であり妥当な面積である。周辺農地への影響はない。 (一時転用期間:平成26年8月25日～平成29年8月24日)	農振法第13条第2項該当	①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。 ②地域計画の達成に支障を及ぼすおそれなし。 ③農業上の効率的かつ総合的な土地利用に及ぼす影響はない。 ④効率的かつ安定的な農業経営を行う者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれなし。 ⑤土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれなし。 ⑥該当事業なし	2

[illegible]

番号	開 発 計 画 概 要						除外の理由			変更理由	
	土 地 の 所 在			地 目		面積 (㎡)	事業の目的	除外の理由			
								変更事由	除外の根拠となる条項		要件判断
北11	北区	日吉町	・37-3	田	田	685	露天資材置場	申出人は北区高柳西町で電気工業を営んでいる。土地が狭く資材置場が不足していたため、一時転用許可を得て申出地を露天資材置場として利用している。 会社からも近く、幹線道路へのアクセスも良いことから効率が良く、利便性が高いことから一時転用期間満了後も引き続き使用したく本申出を行うもの。規模については妥当な面積としている。周辺農地への影響はない。 (一時転用期間:令和6年3月18日～令和9年3月17日)	農振法第13条第2項該当	①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。 ②地域計画の達成に支障を及ぼすおそれなし。 ③農業上の効率的かつ総合的な土地利用に及ぼす影響はない。 ④効率的かつ安定的な農業経営を行う者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれなし。 ⑤土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれなし。 ⑥該当事業なし	2
北12	北区	富吉 富吉 富吉 富吉 富吉 富吉 富吉	・2098-4 ・2098-5の一部 ・2098-7 ・2098-8 ・2098-9 ・2098-11 ・2098-12 ・2098-16	田 田 畑 田 田 田 田	雑種地 雑種地 雑種地 雑種地 雑種地 雑種地 雑種地	238 509㎡の内250 1,328 876 357 360 485 2,479 計 6,373	地目変更 (露天資材置場の是正)	申出地は所有者が代々所有している農地であったが、平成4～5年頃から第三者が残土を入れはじめた。10年ほど前に使用者から返却され、粟を植えたが粟が繁茂し全滅し、その後は農地として利用していなかった。5年ほど前から申出人が中間処理施設として利用していた。農振除外の手続きが未了であることが判明し、本申出を行うもの。	農振法第13条第2項該当	①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。 ②地域計画の達成に支障を及ぼすおそれなし。 ③農業上の効率的かつ総合的な土地利用に及ぼす影響はない。 ④効率的かつ安定的な農業経営を行う者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれなし。 ⑤土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれなし。 ⑥該当事業なし	1
北13	北区	富吉 富吉 富吉	・2098-5の一部 ・2098-6 ・2098-13 ・2098-14	田 田 宅地 畑	山林 山林 山林 山林	509㎡の内259 598 81,98 208 計 1,146.98	地目変更 (山林化)	申出地は、平成元年頃から現在まで耕作されておらず、現在は山に侵食され山林となっている。 農地に復旧させることは困難であり、農地として利用する意思もなく、将来的に農地として利用する予定もないため、山林への地目変更を申し出るもの。	農振法第10条第3項非該当	当該土地は山林化しており、農地として再利用することとは困難であるため、農用地とすることが適当ではない。	1
北14	北区	富原 富原	・378 ・(376)	畑 (宅地)	宅地 (宅地)	351 (338,52) 計 351 (689,52)	地目変更 (自己専用住宅の是正)	申出地に隣接する住宅は昭和51年に新築し、申出地は当時より自宅の庭及び駐車場として利用していた。農振除外の手続きが未了であったことが判明したため、本申出を行うもの。 規模については、従前より宅地の一部として利用していた部分のみであり、最低限としている。申出地周辺に農地はなく、現況に変化もないため周辺農地への影響はない。	農振法第13条第2項該当	①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。 ②地域計画の達成に支障を及ぼすおそれなし。 ③農業上の効率的かつ総合的な土地利用に及ぼす影響はない。 ④効率的かつ安定的な農業経営を行う者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれなし。 ⑤土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれなし。 ⑥該当事業なし	1
北15	北区	芳賀 芳賀	・2909-1の一部 ・2912-1の一部	田 田	宅地 宅地	30㎡の内1 901㎡の内2 計 3	地目変更 (自己専用住宅の是正)	申出地は、譲渡人の父が昭和53年頃に芳賀2910-3に住宅を建築した際に造成工事の誤りにより農用地であるが、宅地として造成されたものと思われる。今般、娘夫婦が住宅建築をするにあたり土地の調査を行ったところ、この状況が判明したため、令和7年2月に農振除外申出を行った。 岡山市へ一部土地を寄付する予定があり、協議により寄付する部分が変更となったことに伴い面積が増加したため本申出を行うもの。 本申出地は従前から宅地として利用されていた部分であり、規模は妥当であり周辺農地への影響もない。	農振法第13条第2項該当	①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。 ②地域計画の達成に支障を及ぼすおそれなし。 ③農業上の効率的かつ総合的な土地利用に及ぼす影響はない。 ④効率的かつ安定的な農業経営を行う者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれなし。 ⑤土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれなし。 ⑥該当事業なし	1

番号	開 発 計 画 概 要					除外の理由				変更理由					
	土 地 の 所 在			地 目		面積 (㎡)	事業の目的	除外の理由							
	区	町 名	地 番	台帳	現況			変更事由	除外の根拠となる条項		要件判断				
北16	北区	松尾	・799-1	田	田	1,019	流通業務施設	譲受人は、本社を北区大内田に置き、物流に関する事業を展開している。 近年物流量が増加しており、物流システムの効率化及び県北地域への流通体制の強化を目的に本計画を行った。 土地の選定にあたっては、県内北部へのアクセスが良い岡山IC、吉備スマートIC、総社IC周辺で検討を行った。いずれのIC周辺も農用地区域かつ第1種農地であったが、本申出地は第2種農地かつ、希望する規模の土地が確保できたことから本申出地を利用することとした。規模については妥当な面積としている。周辺農地への影響はない。	農振法第13条第2項該当	①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。 ②地域計画の達成に支障を及ぼすおそれなし。 ③農業上の効率のかつ総合的な土地利用に及ぼす影響はない。 ④効率的かつ安定的な農業経営を行う者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれなし。 ⑤土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれなし。 ⑥該当事業なし	2				
		松尾	・800-1	田	田	1,122									
		松尾	・801-1	田	田	1,067									
		松尾	・805	田	田	1,175									
		松尾	・802-1	田	畑	1,025									
		松尾	・803-1	田	畑	1,022									
		松尾	・806-1	田	田	1,082									
		松尾	・828-2	田	畑	47									
		松尾	・806-2	田	畑	931									
		松尾	・807-1	田	畑	915									
		松尾	・807-2	田	畑	339									
		松尾	・808-1	田	田	1,286									
		松尾	・809-1	田	田	814									
		松尾	・809-2	田	田	1,025									
		松尾	・810-1	田	田	465									
		松尾	・810-2	田	田	567									
		松尾	・811-1	田	畑	1,300									
		松尾	・811-2	田	畑	224									
		松尾	・813-1	田	畑	1,375									
		松尾	・812-1	田	畑	411									
松尾	・812-2	田	畑	304											
北16		松尾	・825-1	田	畑	307									
		松尾	・865-1	田	畑	74									
		松尾	・827-3	田	畑	74									
		松尾	・864-1	田	畑	81									
		松尾	・866-1	田	畑	237									
		松尾	・866-2	田	畑	238									
		松尾	・867	田	畑	436									
		松尾	・877-1	田	畑	456									
		松尾	・868	田	畑	386									
		松尾	・869	田	畑	353									
		松尾	・870-1	田	畑	209									
		松尾	・871-1	田	畑	262									
		松尾	・871-2	田	畑	138									
		松尾	・799-2	田	農道	52									
		松尾	・800-3	田	農道	65									
		松尾	・807-3	田	農道	40									
		松尾	・807-4	田	農道	13									
		松尾	・808-2	田	農道	53									
		松尾	・810-4	田	農道	14									
		松尾	・813-2	田	農道	19									
松尾	・825-2	田	農道	23											
北16		松尾	・827-5	田	農道	8.77									
		松尾	・828-5	田	農道	11									
		松尾	・864-2	田	農道	6.41									
		松尾	・865-2	田	農道	1.68									
計 21,072.86															

番号	開 発 計 画 概 要						除外の理由			変更理由	
	土 地 の 所 在			地 目		面積 (㎡)	事業の目的	除外の理由			
								変更事由	除外の根拠となる条項		要件判断
北17	北区	松尾	・796-1	田	畑	34	工場	譲受人は、本社を北区清心町に置き、農産物の乾燥機の設計・製造・出荷をしている。既存の工場のみでは増産が困難であり、更なる事業拡大のために工場の新設を計画した。土地の選定にあたっては、本社工場との連携の取りやすさ、出荷に便利である岡山IC、吉備スマートIC、周辺で検討を行った。いずれのIC周辺も農用地区域かつ第1種農地であったが、本申出地は第2種農地かつ、希望する規模の土地が確保できたことから本申出地を利用することとした。規模については妥当な面積としている。周辺農地への影響はない。	農振法第13条第2項該当	①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。 ②地域計画の達成に支障を及ぼすおそれなし。 ③農業上の効率的かつ総合的な土地利用に及ぼす影響はない。 ④効率的かつ安定的な農業経営を行う者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれなし。 ⑤土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれなし。 ⑥該当事業なし	3
		松尾	・797-1	田	畑	1,207					
		松尾	・797-2	田	畑	672					
		松尾	・815-2	田	畑	317					
		松尾	・814-2	田	畑	598					
		松尾	・818-1	田	畑	415					
		松尾	・827-2	田	畑	227					
		松尾	・828-1	田	畑	322					
		松尾	・816-1	田	畑	641					
		松尾	・816-2	田	畑	362					
		松尾	・820-2	田	畑	608					
		松尾	・816-3	田	畑	542					
		松尾	・817-2	田	畑	399					
		松尾	・832-2	田	畑	466					
		松尾	・817-1	田	畑	929					
		松尾	・823-1	田	畑	821					
		松尾	・824	田	畑	518					
		松尾	・826-1	田	畑	345					
		松尾	・827-1	田	畑	67					
		松尾	・830	田	畑	70					
		松尾	・833-1	田	畑	365					
	北17	松尾	・834-1	田	畑	40					
		松尾	・797-5	田	農道	51					
		松尾	・797-6	田	農道	26					
		松尾	・814-3	田	農道	31					
		松尾	・815-3	田	農道	47					
		松尾	・816-5	田	農道	28					
		松尾	・816-6	田	農道	8,41					
		松尾	・826-2	田	農道	19					
		松尾	・827-4	田	農道	7,92					
		松尾	・828-4	田	農道	19					
		松尾	・833-3	田	農道	19					
		松尾	・834-2	田	農道	0,6					
		計 10,221.93									
北18	北区	松尾	・774-2の一部	田	畑	1,170㎡の内678	露天駐車場	譲受人は、本社を北区大内田に置き、物流に関する事業を展開している。 今般、北区松尾地内に新たに物流倉庫を新設する計画があり、その物流倉庫で勤務する従業員の駐車場及び配送用の大型トラックの管理整備のための洗車スペースが事業上必要であることから本計画を行った。 土地の選定にあたっては、新設する物流倉庫に近接しており、従業員の通勤に利便性が高く、大型トラックの移動距離も短く済むことから本申出地を利用することとした。規模については妥当な面積としている。周辺農地への影響はない。	農振法第13条第2項該当	①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。 ②地域計画の達成に支障を及ぼすおそれなし。 ③農業上の効率的かつ総合的な土地利用に及ぼす影響はない。 ④効率的かつ安定的な農業経営を行う者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれなし。 ⑤土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれなし。 ⑥該当事業なし	2
		松尾	・775の一部	田	畑	1,211㎡の内999					
		松尾	・778-1の一部	田	畑	772㎡の内430					
		松尾	・776の一部	田	畑	918㎡の内760					
		松尾	・779-1の一部	田	畑	1,080㎡の内597					
		松尾	・780-1	田	畑	659					
		松尾	・781-1の一部	田	畑	1,101㎡の内613					
		松尾	・782-1	田	畑	704					
		松尾	・783-1の一部	田	畑	954㎡の内779					
		松尾	・784の一部	田	畑	746㎡の内148					
		松尾	・785-1の一部	田	畑	719㎡の内352					
		松尾	・792-2	田	畑	0,88					
		松尾	・793-2	田	畑	62					
		松尾	・794-2	田	畑	99					
		松尾	・(776～778-1地先水)		(用悪水路)	(71.48)					
		計 6,880.88 (6,952.36)									
北19	北区	槽津	・960-5の一部	田	畑	120㎡の内117	露天駐車場 (敷地拡張)	申出人は申出地南側で長年歯科診療所を営んでいる。患者及び従業員用の駐車場が不足していることから本計画を行った。 土地の選定にあたっては、既存の診療所の隣接地であることから本申出地を利用することとした。規模については妥当な面積としている。周辺農地への影響はない。 残地は譲受人が畑として西側隣接地(960-1)と一体で耕作する。	農振法第13条第2項該当	①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。 ②地域計画の達成に支障を及ぼすおそれなし。 ③農業上の効率的かつ総合的な土地利用に及ぼす影響はない。 ④効率的かつ安定的な農業経営を行う者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれなし。 ⑤土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれなし。 ⑥該当事業なし	2

番号	開 発 計 画 概 要						除外の理由			変更理由	
	土 地 の 所 在			地 目		面積 (㎡)	事業の目的	除外の理由			
								変更事由	除外の根拠となる条項		要件判断
北20	北区	一宮山崎	・302-1	田	田	609	分家住宅	譲受人は現在、倉敷市帯高の借家で夫婦2人で生活している。現住居では手狭となったことに加え、両親から教われるうちに農業を教わり将来的には継承していきたいと考え本計画を行った。土地の選定にあたっては、両親の家に近く、農地の管理もしやすい土地であることから本申出地を利用することとした。規模については妥当な面積としている。周辺農地への影響はない。	農振法第13条第2項該当	①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。 ②地域計画の達成に支障を及ぼすおそれなし。 ③農業上の効率的かつ総合的な土地利用に及ぼす影響はない。 ④効率的かつ安定的な農業経営を行う者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれなし。 ⑤土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれなし。 ⑥該当事業なし	1
中1	中区	国府市場 国府市場	・870 ・876-1	畑 畑	畑 畑	242 308 計550	露天駐車場	譲受人は中区国府市場で板金業、建築工事等を営んでいる。現在、本社の駐車場のみでは、駐車スペースが不足することから本計画を行った。土地の選定にあたっては、本社の向かいであり、利便性が高いことから本申出地を利用することとした。規模については妥当な面積としている。周辺農地への影響はない。	農振法第13条第2項該当	①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。 ②地域計画の達成に支障を及ぼすおそれなし。 ③農業上の効率的かつ総合的な土地利用に及ぼす影響はない。 ④効率的かつ安定的な農業経営を行う者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれなし。 ⑤土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれなし。 ⑥該当事業なし	2
中2	中区	雄町 雄町	・497-1の一部 ・499-1	田 田	田 田	986㎡の内300 1,266 計 1,566	診療所(耳鼻咽喉科)	譲受人は現在、中区雄町で耳鼻咽喉科の診療所を営んでいる。現在の医院は令和10年11月に定期借地権の満了に伴い閉鎖するため本計画を行った。 土地の選定にあたっては、現在の医院から近く、前面道路の交通量も多く、集客も見込めることから本申出地を利用することとした。規模については妥当な面積としている。周辺農地への影響はない。残地は譲渡人が田として利用する。	農振法第13条第2項該当	①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。 ②地域計画の達成に支障を及ぼすおそれなし。 ③農業上の効率的かつ総合的な土地利用に及ぼす影響はない。 ④効率的かつ安定的な農業経営を行う者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれなし。 ⑤土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれなし。 ⑥該当事業なし	2
中3	中区	倉田 倉田 倉田 倉田	・718-3 ・718-5 ・718-6 ・718-7	田 田 田 田	田 田 田 田	923 1,500 409 167 計 2,999	露天駐車場	申出人は北区庭瀬に本店を置き運送業を営んでいる。現在は中区倉田に支店を開設し支店から駐車場(中区江崎、倉富)に出向き運転管理業務を行っている。業務効率化のため駐車場を支店の近く(概ね300m以内)に集約するために本計画を行った。 土地の選定にあたっては、支店の近くで市街化区域及び白地農地の土地を探したが、必要な面積を充足する土地がなく、やむなく農用地区域内で検討し、事業に必要な面積、接道等が確保できることから本申出地を利用することとした。規模については妥当な面積としている。周辺農地への影響はない。	農振法第13条第2項該当	①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。 ②地域計画の達成に支障を及ぼすおそれなし。 ③農業上の効率的かつ総合的な土地利用に及ぼす影響はない。 ④効率的かつ安定的な農業経営を行う者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれなし。 ⑤土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれなし。 ⑥該当事業なし	2
中4	中区	倉富 倉富 倉富 倉富	・247-5 ・247-6 ・248-6 ・248-7	田 田 田 田	雑種地 雑種地 雑種地 雑種地	32 40 218 269 計 559	露天駐車場	申出人は中区倉富で運送業を営んでいる。申出地は現在、一時転用許可を得て露天駐車場として利用している。営業所からも近く利便性が高いことから、今後も引き続き利用するために本申出を行うもの。規模については妥当な面積としている。周辺農地への影響はない。 (一時転用期間:令和6年3月18日～令和9年3月17日まで)	農振法第13条第2項該当	①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。 ②地域計画の達成に支障を及ぼすおそれなし。 ③農業上の効率的かつ総合的な土地利用に及ぼす影響はない。 ④効率的かつ安定的な農業経営を行う者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれなし。 ⑤土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれなし。 ⑥該当事業なし	2

番号	開 発 計 画 概 要					除外の理由			変更理由		
	土 地 の 所 在			地 目		面積 (㎡)	事業の目的				
	区	町 名	地 番	台帳	現況						
中5	中区	倉富	・302-1	田	畑	1513	露天駐車場	譲受人は中区倉富のトラックターミナル内で自動車整備業及び自動車部品の販売を営んでいる。現在の駐車場は手狭であり、駐車スペースの確保に苦慮していることから本計画を行った。土地の選定にあたっては、会社及び自社の物流センターからも近く事業を営む上で利便性が高いことから本申出地を利用することとした。規模については妥当な面積としている。周辺農地への影響はない。	農振法第13条第2項該当	①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。 ②地域計画の達成に支障を及ぼすおそれなし。 ③農業上の効率的かつ総合的な土地利用に及ぼす影響はない。 ④効率的かつ安定的な農業経営を行う者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれなし。 ⑤土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれなし。 ⑥該当事業なし	2
中6	中区	藤崎	・136-1の一部	田	畑	1,250㎡の内335	調剤薬局	譲受人は、岡山市北区津島に事務所を構え、医薬品や介護用品の販売を主軸とし、調剤薬局を運営している。病院が多く、薬局需要の高い中区エリアにおいて、病院に隣接する場所で薬局の出店を検討していたが、申出地以外に適地はなかった。申出地は、東側に眼科診療所が開院予定である。申出地周辺には既存の薬局がいくつかあるが、既に他院の門前薬局として営業しており、新たに眼科の薬剤を在庫として抱えることは困難であると回答があったのことから、その眼科の門前薬局として開局することとした。開院予定の眼科の門前薬局としての機能を果たすうえで眼科と隣接した申出地は適地である。規模については妥当な面積としている。周辺農地への影響はない。	農振法第13条第2項該当	①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。 ②地域計画の達成に支障を及ぼすおそれなし。 ③農業上の効率的かつ総合的な土地利用に及ぼす影響はない。 ④効率的かつ安定的な農業経営を行う者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれなし。 ⑤土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれなし。 ⑥該当事業なし	2
中7	中区	藤崎	・202-15の一部	田	田	396㎡の内270	分家住宅	譲受人は現在、中区平井の借家に夫婦と子供1人の計3人で居住している。現住居では手狭となったことから本計画を行った。土地の選定にあたっては、譲受人の実家、妻の勤務先にも近く生活をする上で利便性が高いことから本申出地を利用することとした。規模については妥当な面積としている。周辺農地への影響はない。残地は畑として利用する。	農振法第13条第2項該当	①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。 ②地域計画の達成に支障を及ぼすおそれなし。 ③農業上の効率的かつ総合的な土地利用に及ぼす影響はない。 ④効率的かつ安定的な農業経営を行う者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれなし。 ⑤土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれなし。 ⑥該当事業なし	1
南2	南区	浦安西町	・80-1の一部	田	田	3,454㎡の内350	分家住宅	申出人は南区福田の賃貸住宅に夫婦2人で居住している。現在の住宅が家財道具で手狭となったため、本計画を行った。土地の選定にあたっては、申出人の実家、所有農地に近く、将来実家の農業にも携われることから本申出地を利用することとした。規模については妥当な面積としている。周辺農地への影響はない。残地は引き続き田として利用する。	農振法第13条第2項該当	①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。 ②地域計画の達成に支障を及ぼすおそれなし。 ③農業上の効率的かつ総合的な土地利用に及ぼす影響はない。 ④効率的かつ安定的な農業経営を行う者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれなし。 ⑤土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれなし。 ⑥該当事業なし	1
南3	南区	曾根 曾根	・4-2 ・(4-7)	田 (宅地)	宅地 (宅地)	317 (384) 計 317 (701)	地目変更 (農家住宅の是正)	申出地は昭和33年より農家住宅が築造されており、農家住宅の用に供されていることが判明したため、本申出を行うもの。現に住宅として利用している部分であり、規模については妥当な面積としている。周辺農地への影響はない。	農振法第10条第4項該当	法律施行規則第四条の五の二十七(地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画)に該当。	1

番号	開 発 計 画 概 要						除外の理由			変更理由	
	土 地 の 所 在			地 目		面積 (㎡)	事業の目的	変更事由	除外の根拠となる条項		要件判断
	区	町 名	地 番	台帳	現況						
南4	南区	中畦 中畦	・1031-1の一部 ・(1032)	田 (宅地)	宅地 (宅地)	8,533㎡の内335 (463.75) 計 335 (798.75)	地目変更 (農家住宅の是正)	申出地は昭和36年頃から農家住宅として利用しているため、是正の申出を行うもの。規模については現況宅地の部分のみであり妥当な面積としている。周辺農地への影響はない。	農振法第10条第4項該当	法律施行規則第四条の五の二十七(地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画)に該当。	1
南5	南区	中畦	・1031-1の一部	田	田	8,533㎡の内350	分家住宅	申出人は現在、南区中畦の実家に祖母、両親、妻の5人で居住している。 現住居は手狭となったため、本計画を行った。 土地の選定にあたっては、実家にも祖母が所有する農地にも近く、現在祖母と両親が行っている農業に将来携わって行くため本申出地を利用することとした。 規模については妥当な面積としている。周辺農地への影響はない。残地は田として利用する。実家には引き続き祖母と両親が居住する。	農振法第10条第4項該当	法律施行規則第四条の五の二十七(地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画)に該当。	1
東1	東区	君津 君津 君津	・170-7 ・(170-2) ・(170-6)	宅地 (宅地) (宅地)	宅地 (宅地) (宅地)	118.64 (296) (67) 計 118.64 (481.64)	地目変更 (自己専用住宅の是正)	申出地は令和7年に申出人が遺贈を受けた際に、農用地区域であることが判明したため、本申出を行うもの。 170-2の農家住宅は昭和34年に建築され、その後昭和51年頃までに数回増築され現在に至る。 規模については、従前より宅地として利用されている部分のみであり必要最低限の面積としている。周辺農地への影響はない。	農振法第13条第2項該当	①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。 ②地域計画の達成に支障を及ぼすおそれなし。 ③農業上の効率的かつ総合的な土地利用に及ぼす影響はない。 ④効率的かつ安定的な農業経営を行う者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれなし。 ⑤土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれなし。 ⑥該当事業なし	1

【岡山地域】

番号	開 発 計 画 概 要						除外の理由			変更理由	
	土 地 の 所 在			地 目		面積 (㎡)	事業の目的	変更事由	除外の根拠となる条項		要件判断
	区	町 名	地 番	台帳	現況						
東2		西大寺門前	・465-4	田	田	213					
		西大寺門前	・487-1	田	田	2,320					
		西大寺門前	・465-2	田	田	40					
		西大寺門前	・491-1	田	田	835					
		西大寺門前	・484-1	田	田	249					
		西大寺門前	・488-1	田	田	1,021					
		西大寺門前	・489-1	田	田	1,407					
		西大寺門前	・490-1	田	田	1,423					
		西大寺門前	・492-3	田	田	200					
		西大寺五明	・(475-1)	(田)	(田)	(96)					
		西大寺五明	・(477-2)	(田)	(田)	(98)					
		西大寺五明	・(477-1)	(畑)	(畑)	(121)					
		西大寺五明	・(478-1)	(畑)	(畑)	(104)					
		西大寺五明	・(478-2)	(畑)	(畑)	(90)					
		西大寺五明	・(479-1)	(畑)	(畑)	(69)					
		西大寺五明	・(479-2)	(田)	(田)	(116)					
		西大寺五明	・(480)	(田)	(田)	(195)					
		西大寺五明	・(481-1)	(畑)	(畑)	(102)					
		西大寺門前	・(443-1)	(畑)	(畑)	(185)					
		西大寺門前	・(489-2)	(田)	(田)	(30)					
		西大寺門前	・(501-1)	(田)	(田)	(67)					
東2		西大寺門前	・(630-3)	(公衆用道路)	(公衆用道路)	(53)					
		西大寺門前	・(632-4)	(用悪水路)	(用悪水路)	(87)					
		西大寺門前	・(632-6)	(用悪水路)	(用悪水路)	(116)					
		西大寺五明	・(507)	(公衆用道路)	(公衆用道路)	(118)					
		西大寺門前	・(465-3)	(公衆用道路)	(公衆用道路)	(137)					
		西大寺門前	・(465-5)	(用悪水路)	(用悪水路)	(68)					
		西大寺門前	・(488-3)	(公衆用道路)	(公衆用道路)	(26)					
		西大寺門前	・(489-3)	(公衆用道路)	(公衆用道路)	(35)					
		西大寺門前	・(490-2)	(公衆用道路)	(公衆用道路)	(40)					
		西大寺門前	・(630-1)	(公衆用道路)	(公衆用道路)	(181)					
		西大寺門前	・(630-2)	(公衆用道路)	(公衆用道路)	(142)					
		西大寺門前	・(632-1)	(用悪水路)	(用悪水路)	(554)					
		西大寺門前	・(632-2)	(用悪水路)	(用悪水路)	(372)					
		西大寺門前	・(632-3)	(用悪水路)	(用悪水路)	(11)					
		西大寺門前	・(632-5)	(用悪水路)	(用悪水路)	(16)					
		西大寺門前	・(632-7)	(用悪水路)	(用悪水路)	(17)					
		西大寺門前	・(633)	(公衆用道路)	(公衆用道路)	(288)					
		西大寺門前	・(634)	(用悪水路)	(用悪水路)	(190)					
		西大寺門前	・(636)	(公衆用道路)	(公衆用道路)	(92)					
		西大寺門前	・(637)	(公衆用道路)	(公衆用道路)	(138)					
		西大寺門前	・(638)	(公衆用道路)	(公衆用道路)	(51)					
東2		西大寺門前	・(640)	(公衆用道路)	(公衆用道路)	(50)					
		西大寺門前	・(641)	(用悪水路)	(用悪水路)	(74)					
		西大寺門前	・(642)	(公衆用道路)	(公衆用道路)	(175)					
		西大寺門前	・(449)	(原野)	(原野)	(14)					
		西大寺門前	(635)	(用悪水路)	(用悪水路)	(28)					
		西大寺新地	(139番3)	(田)	(雑種地)	(31)					
					計 58,656 (63,100)						

番号	開 発 計 画 概 要					除外の理由			変更理由		
	土 地 の 所 在		地 目		面積 (㎡)	事業の目的					
							変更事由	除外の根拠となる条項		要件判断	
東3	東区	邑久郷	・123-2	田	宅地	13	地目変更 (宅地の是正)	申出地は平成2年に東区邑久郷123(青地)から分筆された土地である。平成10年の土地改良法による換地処分により、申出地南側の市道(東区邑久郷4940)が形成され現在の土地利用状況に至る。換地処分前から農地として利用されておらず、宅地の一部となっているため是正の申出を行うもの。	農振法第13条第2項該当	①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。 ②地域計画の達成に支障を及ぼすおそれなし。 ③農業上の効率的かつ総合的な土地利用に及ぼす影響はない。 ④効率的かつ安定的な農業経営を行う者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれなし。 ⑤土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれなし。 ⑥該当事業なし	1
東4	東区	竹原	・1266-1	田	雑種地	1546	露天資材置場	申出人は東区楠原で建設業を営む法人の代表者である。申出地は会社と近接しており、一時転用許可を得て資材置場として利用している。一時転用期間経過後も引き続き利用したいため、本計画を行った。規模については事業上必要最低限の面積としている。周辺農地への影響はない。 (一時転用期間:令和5年7月13日～令和8年7月12日)	農振法第13条第2項該当	①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。 ②地域計画の達成に支障を及ぼすおそれなし。 ③農業上の効率的かつ総合的な土地利用に及ぼす影響はない。 ④効率的かつ安定的な農業経営を行う者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれなし。 ⑤土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれなし。 ⑥該当事業なし	2

番号	開 発 計 画 概 要							除外の理由			変更理由
	土 地 の 所 在			地 目		面積 (㎡)	事業の目的				
	区	町 名	地 番	台帳	現況			変更事由	除外の根拠となる条項	要件判断	
不1	南区	曾根西畦	・90-13 ・239-14	田 田	田 田	152 53 計 205	道路用地	主要地方道岡山児島線道路用地のため。	農振法第10条第4項該当	法律施行規則第四条の五の二(道路法による道路)に該当。	2
不2	東区	松新町	・369-4	田	田	108	市道拡幅用地	市道松新町42号線道路改良事業用地のため	農振法第10条第4項該当	法律施行規則第四条の五の二(道路法による道路)に該当。	2

岡山農業振興地域整備計画変更等理由書

1 岡山農業振興地域整備計画書の変更理由

農業振興地域の整備に関する法律(以下法という)第10条第3項に該当する土地であり計画変更の必要が生じたため。

番号	開 発 計 画 概 要							除外の理由			変更理由
	土 地 の 所 在			地 目		面積 (㎡)	事業の目的				
	区	町 名	地 番	台帳	現況			変更事由	除外の根拠となる条項	要件判断	
編1	北区	檜津 檜津 檜津 檜津	・19-1 ・21-1 ・24-3 ・25-1	田 田 田 田	田 田 田 田	1,058 1,858 1,001 1,441 計 5,358	農用地への編入	事業計画中止のため、農用地への編入を申し出るもの。	-	-	-
編2	北区	檜津	・20-1	田	田	1091	農用地への編入	事業計画中止のため、農用地への編入を申し出るもの。	-	-	-
編3	北区	檜津 檜津	・23-1 ・23-3	田 田	田 田	1,211 390 計 1,601	農用地への編入	事業計画中止のため、農用地への編入を申し出るもの。	-	-	-
編4	中区	倉田	・323-3	田	田	5633	農用地への編入	事業計画中止のため、農用地への編入を申し出るもの。	-	-	-
編5	南区	郡	・535-1	田	田	524	農用地への編入	申出地は代々水田として耕作しており、現在も耕作している。周辺の土地は農振農用地となっているにも関わらず、申出地が農用地でないため編入を申し出るもの。	-	-	-

御津農業振興地域整備計画変更等理由書

1 御津農業振興地域整備計画書の変更理由

2) 都市化の発展によるもの

以上により農業振興地域の整備に関する法律（以下法という）第13条第1項「経済事情の変動その他情勢の推移」により計画変更の必要が生じたため。

なお、除外理由の要件判断の①～⑥は法第13条第2項第1号から第6号に対応している。

番号	開 発 計 画 概 要						除外の理由			変更理由	
	土 地 の 所 在			地 目		面積 (㎡)	事業の目的	変更事由	除外の根拠となる条項		要件判断
	区	町 名	地 番	台帳	現況						
御1	北区	御津伊田	・695-1	畑	畑	256	露天駐車場	譲受人は、岡山市北区御津伊田の下伊田地区を区域とする認可地縁団体である。地域の良好な維持及び形成を目的として平成20年に設立。主たる事務所は申出地の北側(御津伊田696)である。役員会の開催や地域の催し物を開催する場所でもあり、現在駐車場が不足していることから本計画を行った。土地の選定にあたっては、主たる事務所に隣接しており利便性が高いことから本申出地を利用することとした。規模については妥当な面積としている。周辺農地への影響はない。	農振法第13条第2項該当	①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。 ②地域計画の達成に支障を及ぼすおそれなし。 ③農業上の効率的かつ総合的な土地利用に及ぼす影響はない。 ④効率的かつ安定的な農業経営を行う者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれなし。 ⑤土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれなし。 ⑥該当事業なし	2
御2	北区	御津高津 御津高津 (御津高津)	・8-1 ・9-1 (・10-4)	田 田 (田)	田 田 (田)	1,572 2,789 (60) 計 4,361 (4,421)	物流倉庫 (敷地拡張)	申出人は北区駅元町に本社を置き、金属リサイクル業を主力として営んでいる。 現在、津山市、美味町に加え2025年より北区御津高津にヤードを展開し営業しているが、製品を保管する倉庫が不足していることから本計画を行った。 土地の選定にあたっては、既存拠点の中で岡山ICに近く、岡山県内をカバーできる御津高津の倉庫の隣接地であることから本申出地を利用することとした。 規模については必要最低限の面積としている。周辺農地への影響はない。	農振法第13条第2項該当	①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。 ②地域計画の達成に支障を及ぼすおそれなし。 ③農業上の効率的かつ総合的な土地利用に及ぼす影響はない。 ④効率的かつ安定的な農業経営を行う者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれなし。 ⑤土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれなし。 ⑥該当事業なし	2

建部農業振興地域整備計画変更等理由書

1 建部農業振興地域整備計画書の変更理由

1) 生活環境の変化によるもの

以上により農業振興地域の整備に関する法律(以下法という)第13条第1項「経済事情の変動その他情勢の推移」により計画変更の必要が生じたため。

なお、除外理由の要件判断の①～⑥は法第13条第2項第1号から第6号に対応している。

番号	開 発 計 画 概 要						除外の理由			変更理由						
	土 地 の 所 在			地 目		面積 (㎡)	事業の目的									
	区	町 名	地 番	台帳	現況											
建1	北区	建部町和田南	・3181-1	畑	山林	214	地目変更 (山林化)	申出地は、20年前頃から現在まで耕作されておらず、現在は山に侵食され山林となっている。 農地に復旧させることは困難であり、農地として利用する意思もなく、将来的に農地として利用する予定もないため、山林への地目変更を申し出るもの。	農振法第10条第3項非該当	当該土地は山林化しており、農地として再利用することは困難であるため、農用地とすることが適当ではない。	1					
		建部町和田南	・3184	畑	山林	531.61										
		建部町和田南	・3185	畑	山林	1,937										
		建部町和田南	・3186-1	畑	山林	1,057										
		建部町和田南	・3187	畑	山林	548										
		建部町和田南	・3188	畑	山林	800										
		建部町和田南	・3189-1	畑	山林	350										
		建部町和田南	・3193	畑	山林	697										
		建部町和田南	・3194	畑	山林	727										
		建部町和田南	・3268	畑	山林	327										
		建部町和田南	・3297-1	畑	山林	561										
		建部町和田南	・3297-3	畑	山林	19										
		建部町和田南	・3305-1	田	山林	485										
		建部町和田南	・3305-2	田	山林	383										
		建部町和田南	・3305-3	田	山林	310										
		建部町和田南	・3307	田	山林	919										
		建部町和田南	・3324	畑	山林	865										
		建部町和田南	・3536	田	山林	952										
		建部町和田南	・3252	畑	山林	247										
												計 11,929.61				
建2	北区	建部町角石畝	・918-1	畑	原野	1,404	地目変更 (原野化)	申出地は、平成20年頃から現在まで耕作されておらず、現在は原野となっている。 農地に復旧させることは困難であり、農地として利用する意思もなく、将来的に農地として利用する予定もないため、原野への地目変更を申し出るもの。	農振法第10条第3項非該当	当該土地は山林化しており、農地として再利用することは困難であるため、農用地とすることが適当ではない。	1					
		建部町角石畝	・918-3	畑	原野	622										
		建部町角石畝	・1018	田	原野	1,607										
		建部町角石畝	・1108-1	畑	原野	446										
		建部町角石畝	・1110-1	畑	原野	680										
						計 4,759										
建3	北区	建部町富沢	・194	畑	山林	168	地目変更 (山林化)	申出地は、昭和30年頃から現在まで耕作されておらず、現在は山に侵食され山林となっている。 農地に復旧させることは困難であり、農地として利用する意思もなく、将来的に農地として利用する予定もないため、山林への地目変更を申し出るもの。	農振法第10条第3項非該当	当該土地は山林化しており、農地として再利用することは困難であるため、農用地とすることが適当ではない。	1					
		建部町富沢	・195	田	山林	267										
		建部町富沢	・196	田	山林	264										
						計 699										

建部農業振興地域整備計画変更等理由書

1 建部農業振興地域整備計画書の変更理由

農業振興地域の整備に関する法律（以下法という）第10条第3項に該当する土地であり計画変更の必要が生じたため。

番号	開 発 計 画 概 要							除外の理由			変更理由
	土 地 の 所 在			地 目		面積 (㎡)	事業の目的				
	区	町 名	地 番	台帳	現況						
編6	北区	建部町大田	・2249	田	田	545	農用地への編入	中山間地域等直接支払交付金制度へ参加するため、対象の土地について農用地への編入を申出るもの。	-	-	-

瀬戸農業振興地域整備計画変更等理由書

1 瀬戸農業振興地域整備計画書の変更理由

1) 生活環境の変化によるもの

2) 都市化の発展によるもの

以上により農業振興地域の整備に関する法律(以下法という)第13条第1項「経済事情の変動その他情勢の推移」により計画変更の必要が生じたため。

なお、除外理由の要件判断の①～⑥は法第13条第2項第1号から第6号に対応している。

番号	開 発 計 画 概 要						除外の理由			変更理由	
	土 地 の 所 在			地 目		面積 (㎡)	事業の目的	変更事由	除外の根拠となる条項		要件判断
	区	町 名	地 番	台帳	現況						
瀬1	東区	瀬戸町塩納	・256の一部	畑	畑	373㎡の内13,64	墓地移転	申出人が現在管理する墓地は山奥にあり、車で行くことはできない。今後自身が高齢化すると管理ができなくなると考え本計画を行った。 土地の選定にあたっては、自宅から徒歩で行くことができ、管理ができる土地であることから本申出地を利用することとした。規模については妥当な面積としている。周辺農地への影響はない。残地は畑として利用する。	農振法第13条第2項該当	①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。 ②地域計画の達成に支障を及ぼすおそれなし。 ③農業上の効率的かつ総合的な土地利用に及ぼす影響はない。 ④効率的かつ安定的な農業経営を行う者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれなし。 ⑤土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれなし。 ⑥該当事業なし	1
瀬2	東区	瀬戸町笹岡 瀬戸町笹岡	・804の一部 ・805-1の一部	田 田	田 田	998㎡の内548 846㎡の内447 計 995	露天資材置場	譲受人は東区瀬戸町下で建設業を営んでいる。事業拡大に伴い申出地を令和6年4月から一時転用許可を得て露天資材置場として利用している。一時転用期間後も引き続き利用したいため本計画を行った。 土地の選定にあたっては、本社からも近く、加工工場も近接しており運搬等の利便性が高いことから本申出地を利用することとした。規模については妥当な面積としている。周辺農地への影響はない。 (一時転用期間：R6.4.18～R9.4.17)	農振法第13条第2項該当	①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。 ②地域計画の達成に支障を及ぼすおそれなし。 ③農業上の効率的かつ総合的な土地利用に及ぼす影響はない。 ④効率的かつ安定的な農業経営を行う者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれなし。 ⑤土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれなし。 ⑥該当事業なし	2

番号	開 発 計 画 概 要							除外の理由			変更理由
	土 地 の 所 在			地 目		面積 (㎡)	事業の目的				
	区	町 名	地 番	台帳	現況			変更事由	除外の根拠となる条項	要件判断	
不3	東区	瀬戸町観治屋	・871-1の一部	畑	畑	264㎡の内4	携帯電話基地局の設置	携帯電話基地局新設のため。法律施行規則第四条の五の二十一	農振法第10条第4項該当	法律施行規則第四条の五の二十一(電気通信事業法による認定電気通信事業の用に供する空中線系又は中継施設)に該当。	2